

公益財団法人東京都区市町村振興協会研修経費負担金交付要綱

〔平成22年4月9日〕
〔要綱第3号〕

(目的)

第1条 この要綱は、東京都内の区市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合を含む（以下「区市町村等」という。））の職員が、全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化アカデミー」という。）において研修を受ける際に、これに要する経費の一部を負担することにより職員に研修の機会の促進を図ることを目的として、この要綱に定めるところにより負担する。

(負担金の交付対象及び負担金の額等)

- 第2条** 負担金の交付の対象となる経費は、国際文化アカデミーが実施する研修の受講経費のうち海外研修費相当分とする。ただし、その額が特別交付税による財源措置がされるときは交付しない。
- 2 負担金の総額は、毎年度予算に定める範囲とし、原則として1団体1名以内とする。
 - 3 区と市町村との負担金総額の割合は、特別区関係5割、市町村関係5割とする。

(申請)

- 第3条** 負担金の交付の申請をしようとする区市町村は、国際文化アカデミーに派遣する者に係る研修の開講日の20日前までに国際文化アカデミー研修受講費負担金交付申請書（様式第1号）に当該研修の受講決定通知書の写しを添えて理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査して、負担金の対象の団体、人数及び負担金額を決定し、その決定内容を研修受講経費負担金交付決定通知書（様式第2号）により当該区市町村に通知する。
 - 3 負担金の交付決定を受けた区市町村は、研修受講経費負担金請求書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第4条 負担金は、前条の決定後、速やかに支出するものとする。

(負担対象者の変更)

第5条 研修受講者の取消または変更があったときは、直ちにその旨を公益財団法人東京都区市町村振興協会に連絡し理事長の承認を受けなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益財団法人東京都区市町村振興協会の設立の登記の日（平成22年4月1日）から施行する。

様式第1号

国際文化アカデミー研修受講費負担金交付申請書

年 月 日

公益財団法人東京都区市町村振興協会
理事長 殿

団体名

代表者

印

国際文化アカデミー研修受講負担金の交付を受けたいので、研修経費負担金交付要綱第3条の規程により、次のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 負担金の内訳

受講生の職・氏名

研修機関

3 添付書類

研修の受講に係る決定通知書の写

様式第2号

研修受講経費負担金交付決定通知書

年 月 日

殿

公益財団法人東京都区市町村振興協会
理事長 印

先に貴職員の研修受講経費の負担についてお申込をいただきましたが、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、所要の事務手続きをお願いいたします。

記

1 交付額 円

2 受講生の職・氏名

様式第3号

研修受講経費負担金請求書

年 月 日

公益財団法人東京都区市町村振興協会
理事長 殿

団体名
代表者 印

年 月 日付けで交付決定の通知を受けた国際文化アカデミー研修受講経費負担金について、研修経費負担金交付要綱第3条第3項の規程により、次のとおり請求します。

記

- | | |
|------------|--------------|
| 1 負担金交付決定額 | 円 |
| 2 負担金請求額 | 円 |
| 3 助成金の振込先 | 全国市町村国際文化研修所 |